

口腔がん専門医制度についての Q&A

申請の流れについて

- Q: 口腔がん専門医、暫定指導医、指定研修施設の申請の流れ（順番）を教えてください。
- A: まず暫定指導医と指定研修施設の申請→認定を行い、その後、専門医の申請を受け付け、専門医試験にて認定、という流れです。
- Q: 今年度は、「暫定口腔がん指導医」となった上でないと、口腔がん専門医の受験はできないということでしょうか。また、今後 5 年間の研修を受けないと、口腔がん専門医の試験を受けることはできないということでしょうか。
- A: 細則 15 条 6 の 1) にありますように、暫定口腔がん指導医が常勤する施設において、申請前まで（すなわち現在まで）通算 5 年以上口腔がんの臨床経験を有し、そのうち 2 年以上指定研修施設（これも本年 10 月に認定予定）で研修を受け、ほかの学術論文や臨床症例等の条件を満たしていれば口腔がん専門医への受験は可能です。
- Q: 指定研修施設の申請をしないと、暫定口腔がん指導医の申請もできないのでしょうか。
- A: 暫定口腔がん指導医は、指定研修施設の申請をしなくとも、申請資格さえ有していれば申請は可能です。

指定研修施設の申請について

- Q: 口腔外科関連研修施設の申請は可能でしょうか。また口腔外科研修施設に申請中ですが、見込みでの申請は可能でしょうか。
- A: 関連研修施設は除外となります。また口腔外科研修施設見込みでの申請は許諾できません。
- Q: 指定研修施設の申請の手術症例数の規定はありますか。
- A: 規定では研修施設の手術症例数は規定していません。症例数のみです。

資格について

- Q: 過去 5 年間とは具体的にいつとなるのでしょうか。
- A: 過去 5 年間とは申請前 5 年間です。
- Q: 細則第 15 条 6. の 5) の論文の要件について詳しく教えてください。
- A: 「申請前 5 年間に筆頭著者で最低 1 編が日本口腔腫瘍学会誌に掲載されていること」と言う意味です。
- Q: 口腔腫瘍学会誌の掲載論文 1 編は、申請 5 年前に限られるのでしょうか。
- A: 申請前 5 年間に限られます。

Q: 細則第 15 条 6. の 5) の資格認定委員会の審査によって認定された学術雑誌、とはどのようなものを指すのでしょうか。

A: 資格認定委員会で認定しますが、日本口腔外科学会が指定する学術雑誌がひとつの目安となります。

Q: 細則第 15 条 6. の 7) の医療安全講習会とは具体的には何を指すのでしょうか。

A: 各診療施設で行われている医療安全講習を指します。BLS や ACLS は原則該当しません。歯科医師臨床リフレッシュセミナーは口腔がんに関するセミナーであれば可となりますが、資格委員会での審議になる場合がありますので、多めに余裕をもってお出してください。

暫定口腔がん指導医認定申請書の記入方法について

Q: 「研修期間自己申告書」の研修施設等の認定番号および認定年月日、の欄は何を記載するのでしょうか。

A: 研修施設の認定番号や認定年月日、暫定口腔がん指導医、口腔がん専門医を記入して下さい。

Q: 「在籍施設の過去 5 年間の口腔がん診療実績一覧表」の ID 番号は何を記載するのでしょうか。

A: カルテ No などの各施設の No で結構です。

Q: 「在籍施設の過去 5 年間の口腔がん診療実績一覧表」の「年/月/日（西暦）」の欄は何の日付を記載するのでしょうか。

A: 患者さんの初診年月日を記載してください。

Q: 「在籍施設の過去 5 年間の口腔がん診療実績一覧表」の症例と「過去 5 年間の手術症例」は重複していてもよいのでしょうか。

A: 重複していてもかまいません。

Q: 「在籍施設の過去 5 年間の口腔がん診療実績一覧表」の疾患名は部位のみの記載でよいのでしょうか。上下、左右等部位が同じ癌はまとめて宜しいでしょうか。また前癌病変は症例にカウントできますか。

A: それぞれの部位、左右別を記載して下さい。前癌病変は癌ではありませんので不可です。

Q: 別病院に紹介した症例等は「在籍施設の過去 5 年間の「口腔がん診療実績一覧表」に記載した方がよいのでしょうか。

A: 実際に加療を行った症例のみ記載して下さい。

Q: 所属が途中でかわっている場合、「在籍施設の過去 5 年間の口腔がん診療実績一覧表」はどのように記載すればよいのでしょうか。

A: 5 年以内に所属がかわった場合は、以前所属していた施設の症例も加えて申請前 5 年間のご自身の症例を記載してください。

Q: 「過去5年間の手術症例と役割」の「年/月/日（西暦）」の欄はなんの日付を記載すればよいのでしょうか。

A: 手術症例についての日付は手術日を記載してください。

Q: 「過去5年間の手術症例と役割」の記載について、口腔がん手術と頸部郭清術の同一患者の重複はよいのでしょうか。

A: 口腔がん手術と頸部郭清術の重複は可能です。2症例としていただいてもかまいません。

Q: 「過去5年間の手術症例と役割ー口腔がん手術ー」60例の中に再建手術もカウントしてよいのでしょうか。

A: 口腔がん手術60例には口腔がん手術に伴う再建手術は入れていただいて構いません。

Q: 暫定口腔がん指導医認定申請書の業績目録（発表）については、施行細則第24条の中には記載されていないのですが、提出の必要はありますか。

A: 申し訳ございません。業績目録（発表）の提出は不要です。業績目録（論文）の提出は必要です。

Q: 申請資格にがん治療認定医機構の暫定教育医（歯科口腔外科）を持っていることが条件としてありますが、今年申請し暫定教育医（歯科口腔外科）の認定をされました。認定は8月1日付ですが、認定証は9月10日発送となるとのことでした。暫定口腔がん指導医の締め切りは8月31日消印有効で、その時点では認定証の写しを同封することが出来ません。がん治療認定医機構からの合格の審査結果通知書（公印付き）は届いていますが、それで代用して後日正式な認定書の写しを送付することではいけないのでしょうか。

A: がん治療認定医機構からの合格通知で結構です。後日正式な認定証の写しをお送りください。

暫定口腔がん指導医認定について

Q: 研修期間自己申告書について

大学医学部付属病院から関連医療機関に出向することなく、大学病院で医員、助手、講師、助教授、教授となりました。どこまでを研修期間とするのでしょうか。

A: 細則の第24条にありますように暫定口腔がん指導医は通算10年以上の口腔がん診療に従事している必要があります。ですから口腔がん診療に従事した最低10年間で結構です。

Q: 「研修期間自己申告書」の欄には、何の学会としての研修施設を記入すればよろしいのでしょうか？

A: 暫定口腔がん指導医は通算10年以上の口腔がん診療に従事していることが細則に記載されています。暫定期間自己申告書にはそれに従事していた施設と期間をお書きください。

Q: 申請書「暫-3」「所属施設の過去5年間の口腔がん診療実績一覧表」の主任指導医・専門医（自署）のサインは今回、不要なのでしょうか？

A: 申請書「暫-3」「所属施設の過去5年間の口腔がん診療実績一覧表」の用紙につきましては削除しております。不要です。

Q: 申請書「暫-4」について。この申請は「原発巣切除」についてと言う理解でよろしいでしょうか？ 頸部郭清の有無についての記載は不要でしょうか？

A: ・過去5年間の手術症例と役割（術者、指導者）ですが、原発巣切除のみが対象ではありません。頸部郭清術症例を入れていただいて構いません。

・次にある頸部郭清症例の症例シートは、頸部郭清症例のみの記入です。

Q: 申請書「暫-5」論文は全て別刷が必要ですか？それとも癌関連だけ別刷をつけるのでしょうか？

A: 口腔がんの臨床に関する代表的な論文5編以上で別刷を添付した論文について○印を記入ください。

Q: 申請書「暫-5」論文業績の記載について。別刷を添付する場合、しない場合の違いは何でしょうか。論文自体はQ&Aで求められる雑誌は「日本口腔外科学会が指定する学術雑誌がひとつの目安」とありますが、添付すべき雑誌は、それ以外のものと言う理解でよろしいでしょうか。

A: 資格認定委員会によって認定された学術雑誌となっています。その認定された雑誌とは日本口腔外科学会が専門医申請等の際にしている雑誌ということになります。それであれば添付は必要ありません。しかし、それ以外の場合は資格認定委員会で審査されますので別刷が必要です。

Q: 暫定口腔がん指導医は「指定研修施設における5年以上の研修」は免除するとありますが、専門医認定申請書の中で実際省略されるのはどの部分になるのでしょうか？「研修内容評価用紙」になりますか？

また、同じ年に暫定指導医と専門医を申請する場合にはかなり重複する書類が多いので省略できる項目を増やしてもいいかと 思いますがいかがでしょうか？

A: 指定研修施設における5年以上の研修は確かに免除しますが、専門医申請書で実際省略してもいい部分はありません。すべて記載が必要です。研修期間については、記載された書類をもとに資格認定委員会で審査されます。

また、同年に両方を申請する場合は確かに書類が重複しますが、審査はそれぞれ別々に行いますので、すべて記入する必要があります。ご了解ください。

Q: 研修実績一覧表は、前述の経験手術から10例を記載するのでしょうか？

A: 術者として行った代表的な10症例について記載して下さい

Q: 細則の規定を満たせず、暫定口腔がん指導医の申請ができない場合、施設認定は提出できないという解釈でよろしいでしょうか。

A: 規則のとおり口腔がん専門医または暫定口腔がん指導医が不在であれば、残念ですが指定研修施設にはなっていただけません。

Q: 施設を変わった場合、その際の申請において経験症例、手術症例、頸部郭清などの症例は2施設を合算して申請することは可能でしょうか？その際の申請用紙の症例の部分は2施設を分けて記載すればいいでしょうか？

A: 施設を変われた先生は、それぞれの施設での症例を合算していただいて結構です。また、その際の症例はその施設ごとに分けて記載していただくと分かりやすく助かります。

Q: 施設における指導者が、現在、暫定口腔がん指導医申請中である旨の申告書はどのような書式でしょうか。

A: 書式は問いません。

Q: 暫定口腔がん指導医、施設認定の申請書類を提出したいのですが、口腔外科専門医、施設認定書が必要ですが、今年更新の申請をしており手元に認定証がありません。コピーが提出できません。どのようにしたらよいでしょうか？

A: 口腔外科専門医、研修施設の認定が決まりましたら、その認定証のコピーを提出してください。

Q: 暫定口腔がん指導医における業績については口腔腫瘍学会雑誌が必ず含まれていなければならないのでしょうか？さらに口腔腫瘍学会雑誌の筆頭著者でなければならないのでしょうか？細則にはこの規定が明記されていません。

A: 暫定口腔がん指導医の条件には、そのような縛りはありません。細則に記載の通りです。

指定研修施設認定申請書について

Q: 申請書「施-2」大学ではなく病院の場合は、講座の教授ではなく、診療科の長（科長、部長等）でよろしいでしょうか。それとも病院長となりますでしょうか。

A: 「最近3年間の口腔がん新患症例数および口腔がん手術症例数報告書」

申請施設主任者→講座の教授

「診療施設内容証明書」の施設の長→病院長

「指導資格を有する常勤医師の証明書」の機関の長→病院長

Q: 過去3年間の口腔がん新患症例数の記載についてです。疾患名の記載は、「扁平上皮癌」とするのか、「右上顎歯肉扁平上皮癌」などのように部位をつけるほうがよいのでしょうか。

A: 疾患名は部位（左右上下別も）と組織型を含めてお書きください。

口腔がん専門医について

Q: 業績目録（論文）はアクセプトされていて in press（印刷中）の論文は掲載してもよろしいでしょうか？

A: in press の論文でも構いません。また、記載はそれがわかるような記載であれば結構です。

Q: 専門医認定要件からも口腔腫瘍学会雑誌の筆頭著者の項は削除されています。（細則 15 条 6 の 5）この文章は論文 1 本しかない場合は口腔腫瘍学会雑誌の筆頭著者でなければならないが、複数ある場合は口腔腫瘍学会雑誌が含まれており、筆頭著者は必ずしも口腔腫瘍学会雑誌でなくてよいと読めます。）

A: 専門医認定要件の「論文 1 編」とは、日本口腔腫瘍学会誌の筆頭著者であることです。

Q: 口腔がん専門医制度施行細則第 15 条 6. の 1) の注として、「2018 年度までの間であれば 2 名以上の口腔がん専門医もしくは暫定口腔がん指導医の推薦があり、過去の研修内容が研修カリキュラム相当以上である場合」とあります。例えば、2 名以上の口腔がん専門医もしくは暫定口腔がん指導医の推薦があれば口腔がん専門医もしくは暫定口腔がん指導医が常勤していない施設で経験した症例で適応されると判断していいのでしょうか？その場合申請書の口腔がん専門医もしくは暫定口腔がん指導医記載の個所は直接指導を受けていなくても署名があればいいのでしょうか。

A: 2018 年度までは、まだ十分な口腔がん専門医、暫定口腔がん指導医がいないと予想されたため、移行処置として 2 名以上の口腔がん専門医、暫定口腔がん指導医の推薦があり、過去の研修内容が必要な研究カリキュラムと同等の手術経験、学術発表、入院症例、等があれば申請可能としたものです。口腔がん専門医、暫定口腔がん指導医の常勤する施設でなくとも構いません。2 名の推薦者の氏名は分かるように記載するか、または別紙に推薦書という形で提出してください。

Q: 細則第 15 条 6. の 2～4) には「申請前 5 年間」と記載されておりましたが、10 年前でも、15 年前の症例でも認められるのでしょうか。

A: 10 年前、15 年前の症例として認められます。

Q: 細則第 15 条 6. の 2～4) について、研修施設ではない施設で口腔癌の手術をした際に、口腔がん専門医や口腔がん指導医に出張で応援に来ていただき指導を受けながら自身で手術を行った場合は、手術症例として認められるのでしょうか。認められた場合は申請書の「専-3」の指定研修施設名の記載はどうすれば良いのでしょうか。さらに「専-5」の施設名に指定研修施設ではない施設名を記載することになりますが良いのでしょうか。あるいは口腔がん専門医や暫定口腔がん指導医が在籍する指定研修施設名を併記記載しても良いのでしょうか。

A: 手術症例として認められます。記載方法は、指定研修施設での症例とその他の施設での症例の用紙を分けて記載してください。また、指導した口腔がん専門医、暫定口腔がん指導医の氏名、指定研修施設もわかるように記載してください。

Q: 細則第 15 条 6. の 7) の医療安全講習会とは具体的には何を指すのでしょうか。

A: 各診療施設で行われている医療安全講習を指します。

BLS や ACLS は原則該当しません。

歯科医師臨床リフレッシュセミナーは口腔がんに関するセミナーであれば可となりますが、資格委員会での審議になる場合がありますので、多めに余裕をもってお出しください。

Q: 過去 5 年とはどういうことですか。

A: 申請前 5 年間ということですが、申請書類を提出される前 5 年間と言うこととなります。

Q: 口腔がん手術，頸部郭清は 2 症例としてよいと書いてあるが，再建も 1 症例としてカウント可能か

A: 再建も 1 例とカウント可です。

Q: 再建には「植皮」は含まれるのでしょうか。

A: 「植皮」は再建症例には入りません。

Q: (専-3) 治療内容は手術名等を詳細に記載するのでしょうか。

A: 治療内容は詳細まで記載しなくて結構です。癌患者の治療ではなく、癌そのものの治療であることが条件ですので () 内の 4 つの療法から選択して頂ければ OK です。

Q: (専-3) 手術の担当は、担当した術式名のみで、執刀か助手かの別は不要でしょうか。

A: 100 例以上の入院治療経験が必要で、かつ 40 例以上の術者としての手術経験が必要です。ですから手術の担当（術者、助手、指導者）がわかるように”手術の担当”をまず記載し、原発巣切除か、頸部郭清か、再建術かを記載する必要があります。

Q: 専-4、研修内容評価用紙の中で「指導医から見た申請者の評価」の指導医とは暫定口腔がん指導医を示すもののでしょうか。

自身は暫定口腔がん指導医を認定していただいておりますが、他者で暫定口腔がん指導医が不在の場合は、記載不要と言うことになりませんか。

A: 専-4 の用紙にもあるように指導医からの意見とは、暫定口腔がん指導医または口腔がん専門医からの意見となります。

そして、暫定口腔がん指導医が口腔がん専門医を受験する際は、同施設の別の暫定口腔がん指導医または口腔がん専門医に評価を記載していただくこととなります。しかし、同施設に暫定口腔がん指導医や口腔がん専門医が受験者以外にいない場合は、「申請者の自己評価」のみの記載にとどまらざるを得ないこととなります。

Q: 細則の第 16 条 5)に「申請前 5 年間に口腔がんの診療実績(指導を含む)を有すること。」との記載がありますが、更新時には過去 5 年間に手術症例数や頸部郭清術症例数は何症例必要でしょうか。

A: 更新においては現在、具体的な症例数は規定しておりません。